

日本原子力研究開発機構 令和3年度第1回
 工事契約に関する入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和4年1月11日(火) 13:30~15:20 機構本部会議室(リモート会議)	
委員	委員長:宮本 満(社会福祉法人理事) 委員:金利昭(大学名誉教授) 委員:武田 彩織(弁護士)	
審議対象期間	令和2年10月1日~令和3年9月30日	
抽出案件(合計)	3件	備考) 抽出案件の個別審議については、 別紙のとおり。
工事(小計)	2件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札(上記工事を除く)	2件	
指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件	
一般競争入札	1件	
随意契約(確認公募)	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件

番号	契約種別	契約方式	建設工事及び設計・コンサルティング業務
(1)	設計・コンサルティング業務	一般競争入札	R 2 大洗研 F M F 耐震改修設計業務
(2)	建設工事	一般競争入札	R I 製造棟フォークリフト車庫他耐震改修工事
(3)	建設工事	一般競争入札	R 3 サイクル研 再処理施設電気備配管盛替等工事

意見・質問	回答
<p>1. 日本原子力研究開発機構において発注した建設工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見及び質問は無かった。 <p>2. 日本原子力研究開発機構において発注した設計・コンサルティング業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見及び質問は無かった。 <p>3. 指名停止等の措置状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が東陽電設有限会社に対して行った指名停止処分について、看板撤去作業の納期日である令和2年3月31日時点で検収条件を満たす状況ではなかったとしているが、その後の契約解除及び指名停止処分が令和3年2月と1年近く遅延した理由は何かあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約納期超過後も業務の履行がなかったため東陽電設有限会社に聞き取りを数回行ったところ、いずれも履行の意思を示していたことから機構としては納期遅延にて履行されると認識していたが、令和3年2月1日に東陽電設有限会社から会社を閉鎖する旨の連絡があり、履行できないことが判明したため、同2月3日に契約解除手続を行った。

意見・質問	回答
<p>4. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議 (1) 「R2大洗研 FMF耐震改修設計業務」【一者応札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった理由として、要求する設計実績を有する企業が少ないことを挙げているが、入札説明書は10社に交付している。入札説明書の交付はどのような条件で行ったのか。 ・価格交渉の結果、見積書記載金額4,960万円とあるが、これは企業側が提示した金額という理解でよいか。 ・価格交渉は1回ですんなり決まったのか、何度か交渉をしたのか。 ・価格交渉の中で、仕様の変更は行ったのか。 ・予定価格として設定している4,970万円は機構の設定した金額という理解でよいか。 ・調査基準価格の2,485万円とは何か。最低入札金額とは異なるものか。 ・発注時期が令和2年度末の3月26日となっているのはなぜか。 ・業務期間が11か月と長くなっているが、理由はあるのか。 ・3回の入札となった理由は、価格が折り合わなかったことが原因であるが、予定価格と契約金額の間で大きな乖離はないことから、企業に無理を言ったということはない認識してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件では競争参加資格として、原子炉等規制法の適用を受けた原子力施設での実績を求めており、10社の企業が入札説明書をダウンロードしたものの、競争参加資格についてそれぞれの企業で検討を行った結果、1社のみが応札となったと推察している。なお機構の公告システムに登録をした企業であれば、いかなる企業でも入札説明書のダウンロードが可能である。 ・企業側が提示した金額である。 ・第1回交渉において、企業側から4,960万円という価格が提示された。 ・交渉の中では仕様の変更は行っていない。 ・予定価格は機構が算出した金額である。 ・最低入札金額とは異なり、低入札価格調査を行う基準額であり、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、契約締結前にその金額で問題なく契約の履行ができるか調査を行うこととしている。 ・本件の予算は令和2年度の期中に確保した予算であり、年度内の契約締結が必要であったためである。また、耐震補強を要する箇所が多く、契約手続開始前の検討作業に時間を要したことも影響している。 ・耐震診断の結果、補強を要する箇所が非常に多く、また管理区域内での補強作業を行うに当たっての施工設計や工法の選定に時間を要することから、11か月の期間を設定した。 ・適正な交渉の上で妥結した金額であり、おっしゃるとおり予定価格と契約金額の間で大きな乖離はなく、利益を度外視した受注を迫った事実はない。

<ul style="list-style-type: none"> ・本件業務で FMF の耐震設計業務は終了となるのか。 ・平成26年度と27年度にも FMF に係る耐震設計業務を実施しているが、これが今回とは異なる企業が受注しているのか。 ・同じ企業が継続して受注しているが、業務の継続性が応札しづらさに繋がったとは考えられないか。 ・それまでの評価検討業務の成果がはっきり分かり、かつこれまでの業務と今回の業務の間で責任分界が明確となっていないと、後から参入する企業としては不安を感じるため、しっかりと説明が必要であると感じる。 ・今回は設計の検討業務であるが、資料に記載のある「次の実施設計にて工事発注図書の作成を行う」とは、今回の業務の終了後に次のステージで実施するという理解でよいか。 <p>(2)「R I 製造棟フォークリフト車庫他耐震改修工事」【一者応札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった理由として、本件の発注時期に機構発注分も含め工事が重なっていたことを挙げているが、これについて今後発注時期の改善等を行っていく必要があると認識しているか。 ・第1回の応札価格は、予定価格よりも高めとなっているが、第1回入札は高めの応札価格とするのが慣行なのか。 ・予定価格は企業に負担を強いるような不当な低価格となっていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件業務で実施するのは、補強方法の検討と補強箇所の確定までであり、その後に工事用の実施設計を行った後、補強工事を発注する予定である。 ・平成26年度と27年度についても、受注企業は今回と同じ企業である。 ・業務の中身としては、前回までの評価検討業務の経験が無くとも実施できる仕様としており、この点が入札しづらさに繋がったとは認識していない。 ・業務条件や関連する業務成果の提示方法については今後もよく検討していきたい。 ・今回の業務では、耐震補強箇所の確定が主な目的であり基本設計に当たる。おっしゃるとおり、本業務終了後に実施設計に移行し、最終的に工事発注を行う。 ・機構として、財源も踏まえつつ優先順位を定めた上で耐震改修等の工事を実施しており、発注時期の調整は難しい。 ・予定価格内に収まるように応札するのが基本となるものの、企業側も利益を最大化するため、入札回数を重ねるごとに少しずつ応札価格を下げていくことが一般的である。 ・応札価格が予定価格内に収まらず不落随契に移行した場合、企業側と十分な交渉を行っている。交渉が不調となった場合は企業が辞退するケースもあり、負担を強いるようなことはしていない。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 3回の入札で落札者が決定しなかった場合、不落随契の交渉に移行するとのことだが、この交渉はどのように行われたのか。金額について、企業側は探りを入れてくるのか。 ・ 本件の競争参加資格における技術要件については、国等の基準に準じたものであるか。 ・ 競争参加資格における企業の実績及び配置予定技術者の経験は公共工事のみを対象とし、民間の工事は実績・経験とならないのか。 ・ 原子力施設については、企業の実績及び配置予定技術者の経験として高度なものを要求するのは理解できるが、本件で対象となっている車庫のような一般的な施設である場合、昨今の技術者不足の傾向も踏まえ、民間工事の実績・経験も認めてもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約交渉になった時点で、4回目の入札を行うとしたらどうなるか、ということで金額を提示してもらおう。それでも予定価格との差額が縮まらない場合は、機構からこの程度という金額を提示して決めている。 ・ 基本的には国に準拠した内容としており、また要求する企業の実績及び配置予定技術者の経験については過大な要求とならないよう配慮している。 ・ 他の原子力事業者の発注工事については、民間の工事であっても実績・経験として認めている。 ・ 原子力施設や管理区域内の工事では、原子力関連施設での実績・経験を求めるところであるが、今回は一般施設であるため原子力関連施設での実績・経験までは求めておらず、緩和をしている。民間工事までの緩和については、今後の建設業における情勢や技術者不足の動向によっては検討すべき事項であると考えている。
<p>(3)「R3サイクル研 再処理施設電気備配管盛替等工事」【高落札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の予定価格の策定に当たっては、電気設備のメーカーから相見積もりを取得したのか。また、見積相互間で金額のばらつきはあったか。 ・ 予定価格の内訳はどのようになっているのか。 ・ 労務費等は公共建築工事標準単価積算基準に準拠して決定しているのか。 ・ 本件は原子力施設又は管理区域内の工事ではないのか。 ・ 原子力施設又は管理区域内の工事ではない本件において、競争参加資格として原子力施設における電気設備工事を要求する理由はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に施工する技術を持つ専門的な施工業者のうち3社から見積もりを取得した。直接工事費についてばらつきもあつたが大きくは乖離していないと考えている。 ・ 設置する機器等の費用を含む直接工事費と人件費等の共通費及び消費税で構成されている。 ・ 基本的には公共建築工事標準単価積算基準に則って予定価格を算出している。労務費については、見積価格を採用している。 ・ 原子力施設又は管理区域内の工事ではない。しかし、再処理施設が隣接して存在しており、他の施設より管理が厳格な区域での作業となる。 ・ 工事場所が東海再処理施設に隣接しており、入退構手続及び作業管理の観点で厳格性が求められることから、原子力施設における工事を要件とした。

<ul style="list-style-type: none">• 機器ごとにそれぞれの最低値を用いて積算することだが、これは代替の利かない機器を用いているということか。• 代替品が使えるのであれば金額についてばらつきが出ると思うが、やはり機器以外の労務費単価等でコスト削減ができず、高落札率となったということか。• 入札参加企業が1社となっているのは何が原因か。• 競争参加資格に記載のある、審査値700点というのは、ランクで言うとどれくらいになるのか。• 審査値ランクとしては比較的参加しやすいものとなっているが、核燃料サイクル工学研究所（東海村）ということで企業が参入を避けたということがあるのか。• 予定価格が8,166万円に対し、最低基準価格が7,278万円となっているが、これは適正な金額となっているか。	<ul style="list-style-type: none">• 本件ではケーブルが主体であり仕様は決まっているが、代替の利かない機器には当たらない。• おっしゃるとおり、労務費単価等でのコスト削減が難しく、高落札率となったと推察している。• 規定等に則り公告したところ、応札企業が1社であった。本件は東海再処理施設に関連する工事であり、難易度が高いという認識が企業間に広がっており、敬遠されたことが原因であると推察している。• 審査値700点は3段階のうち中間に当たり、ハードルは高くないと考えている。• 核燃料サイクル工学研究所の東海再処理施設は機構の施設の中でも特に管理が厳しい重要施設となっており、工事に際して万が一の事故が生じた際の影響も大きいことから、参入を避ける企業もあると聞いている。• 最低基準価格は機構の基準に則り適正に算出している。なお、この基準価格は低入札調査基準価格となっており、この金額未満である時は企業に対し低入札価格調査を行うという性格のものである。
---	---

意見・質問	回答
<p>5. その他 再苦情の申立状況等 (該当なし)</p> <p>6. 講評 (審議講評要旨)</p> <p>日本原子力研究開発機構が、令和2年10月1日から令和3年9月30日までに発注契約した「建設工事」及び「設計・コンサルティング業務」に係る発注契約の手続きの適格性について、抽出案件の審議を通じて審査した結果、「公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律」の趣旨に沿って適正に行われていることを確認した。(宮本委員長)</p>	